

意 見 交 換

共生型サービスにおけるサービスの質の確保について

共生型サービスについては、通常サービス提供する場合の職種等の配置はされておらず（配置された場合、報酬上加算評価）、確保についても低く設定されていることから、提供サービスの質の担保が課題とされているところであり、サービスの質の確保に向けて次のとおり取り組む。

基準条例において規定	<ul style="list-style-type: none">○通常の指定基準を満たす事業所と同一の運営基準の遵守 (説明・同意、サービス提供の記録、個別支援計画の作成と計画に基づくサービス提供、勤務体制の確保等)○通常の指定基準を満たす事業所等から技術的支援を受けていること (例：共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること) ⇒ 障害児入所施設への見学・視察研修、他の事業所との技術共有のための勉強会実施等
基準条例以外での取組（例）	<ul style="list-style-type: none">○【共通】法令遵守、適正なサービス提供等を主眼とした実地指導の実施(各保健所)○【共通】サービス提供等従事者への研修実施 (資格研修、資質向上に向けた各種研修)○【障害児】支援内容の質の向上を図るための「ガイドライン」に基づく取組 (事業所の自己評価、保護者評価の実施と実施結果の公表、改善の取組) (その他ガイドラインに基づく支援実施)

